

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	30	14.81	事務員・技術員	30	48	係員の職	59.87
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	18		幼稚園教諭	10			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	8			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	58	28.09	主事・技師	58	91	係員の職	59.87
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	33		幼稚園教諭	14			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	19			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
3級	(1)主査の職務	36	16.97	主査	36	55	係長、 保育所長の職	11.11
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	18		幼稚園長(再任用)	2			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任幼稚園教諭	3			
				主任保育士	13			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	35	11.11	係長	35	36	係長、 保育所長の職	11.11
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	1		保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	35	12.35	主幹	35	40	課長の職	12.35
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	11	12.35	参事	11	40	課長の職	12.35
	(2)課長の職務	29		課長	29			
7級	部長の職務	12	3.70	部長	12	12	部長の職	3.70
8級	理事の職務	2	0.62	理事	2	2	部長の職	0.62
合 計		324	100			324		100

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される全職員(再任用職員を含む。)が対象です。